

〔別紙1〕

随意契約理由書

神戸市

| | |
|--|----------------------------------|
| 件名 | 東クリーンセンター荒ごみピット放水銃制御盤・操作盤等補修 |
| 契約の相手方 | 能美防災株式会社 |
| 根拠法令 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当 |
| 随意契約の理由 | |
| <p>東クリーンセンターは、不燃ごみの収集運搬に係る中継機能を有しており、荒ごみピットと称するごみ貯留場所で、大型不燃ごみを一時的に受け入れ、貯留している。一時貯留した大型不燃ごみは、搬入物が原因となり、稀に火災を引き起こすことがあるため、ピット消火システムとして自動で初期消火ができるよう、荒ごみピット火災検知器並びに自動放水銃等が設置されており、これらは火災から施設を守る重要な設備である。</p> <p>東クリーンセンターは竣工後20年が経過し、放水銃が故障した。この間、発火事故も発生しており、手動操作等での初期消火を余儀なくしているため、本来の機能を回復すべく制御部分の補修を行う。</p> <p>自動放水銃は火災検知装置と併せ、ピット消火システムとして能美防災(株)が独自に設計、制作、据付を行ったものであり、他者では当該システムの機能や制御に関する技術的な情報を保有していないため履行することが出来ない。</p> <p>そのため、能美防災(株)と随意契約を行う。</p> | |
| 担当部署 (問合せ先) | 環境局東クリーンセンター (電話番号 078-452-4100) |